

平成27年4月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(行ウ)第472号 処分取消請求事件

口頭弁論終結日 平成27年2月27日

判 決

高 [REDACTED]

原 告

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

[REDACTED]

別紙代理人目録記載1のとおり

被 告

同 代 表 者 法 務 大 臣

処 分 行 政 庁

同 指 定 代 理 人

国

上 川 陽 子

厚 生 労 働 大 臣

塩 崎 恭 久

別紙代理人目録記載2のとおり

主 文

- 1 厚生労働大臣が原告に対して平成24年2月8日付けでした障害基礎年金及び障害厚生年金の裁定請求を却下する旨の処分を取り消す。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 原告は、平成14年9月25日、社会保険庁長官に対し、網膜色素変性症（以下「本件傷病」という。）を対象とし、初診日を昭和45年6月頃とし、事後重症による請求として（国民年金法（以下「国年法」という。）30条の2第1項、厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）47条の2第1項）、障

害基礎年金及び障害厚生年金の裁定請求をしたが（以下「平成14年裁定請求」という。）、平成15年3月13日、平成14年裁定請求を、初診日を昭和36年夏頃とする、国年法30条の4第2項に基づく障害基礎年金の裁定請求（以下「平成15年裁定請求」という。）に差し替え、同年6月12日、社会保険庁長官から国年法施行令別表及び厚年法施行令別表第一に定める障害等級（以下「障害等級」という。）2級の障害基礎年金を支給する旨の裁定を受けた。

本件は、原告が、平成23年11月4日、厚生労働大臣に対し、本件傷病を対象とし、初診日を昭和45年6月とし、事後重症による請求として、障害基礎年金及び障害厚生年金の裁定請求をしたところ（以下「本件裁定請求」という。）、厚生労働大臣が、本件裁定請求は平成15年裁定請求と重複請求に当たり不適法であるとして、平成24年2月8日付けで本件裁定請求を却下する旨の処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、原告が、被告に対し、本件却下処分の取消しを求める事案である。

2 関係法令等の定め

(1) 障害基礎年金・障害厚生年金の受給要件

障害基礎年金・障害厚生年金の受給要件は、原則として、①疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（傷病）につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（初診日）において国民年金・厚生年金保険の被保険者であること、②障害認定日、すなわち当該初診日から起算して1年6か月を経過した日、又はその期間内にその傷病が治った場合は、その傷病が治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）において、その傷病により一定の障害の状態（障害厚生年金については障害等級1級ないし3級、障害基礎年金については1級又は2級。）にあること、③当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当

該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であることである旨規定されている（国年法30条1項，2項，厚年法47条1項，2項，国年法施行令4条の6，同別表，厚年法施行令3条の8，同別表第一）。

(2) 事後重症による障害基礎年金・障害厚生年金

事後重症による障害基礎年金・障害厚生年金については，上記(1)①及び③の要件を満たすものの，障害認定日において上記(1)②の障害等級に該当する程度の障害の状態になかった者が，同日後65歳に達する日の前日までの間において，その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは，その者は，その期間内に障害基礎年金・障害厚生年金の支給を請求することができる旨規定されている（国年法30条の2第1項ないし3項，厚年法47条の2第1項ないし3項）。

(3) 20歳前障害基礎年金

20歳前障害基礎年金は，傷病の初診日において20歳未満であった者が，障害認定日以降の20歳に達した日において障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは，その者に障害基礎年金を支給する旨規定されている（国年法30条の4）。

(4) 裁定の請求

平成19年法律第109号による改正前の国年法16条及び厚年法33条では，国年法・厚年法に基づく年金給付を受ける権利は，その権利を有する者（受給権者）の請求に基づいて，社会保険庁長官が裁定する旨規定されていたが，平成19年法律第109号による改正後の国年法16条及び厚年法33条（平成22年1月1日施行）では，厚生労働大臣が裁定する旨規定されている。

そして，上記の裁定を受けようとする者は，請求書の添付資料として，障害の原因となった疾病又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書

類を提出しなければならない旨規定されている（国年法施行規則31条2項6号、厚年法施行規則44条2項6号）。

3 前提事実（当事者間に争いがないか、文中記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

(1) 平成14年裁定請求及び平成15年裁定請求

ア 原告（昭和22年2月15日生まれ）は、平成14年9月25日、社会保険庁長官に対し、本件傷病（網膜色素変性症）を対象とし、初診日を昭和45年6月頃とし、事後重症による請求として、障害基礎年金及び障害厚生年金の裁定請求をした（平成14年裁定請求）。（甲8・1枚目）

イ 平成14年裁定請求に係る裁定請求書（以下「平成14年裁定請求書」という。）を受領した高知東社会保険事務所（平成22年1月以降は、高知東年金事務所。以下「高知東事務所」という。）は、平成14年裁定請求書を、社会保険庁社会保険業務センター（以下「社会保険業務センター」という。）に進達した。

社会保険業務センターは、その後、高知東事務所に対し、平成14年裁定請求に係る医証（診療記録等に基づいて初診日を明らかにする医学的な証明）等の追完を求めたため、高知東事務所は、原告に対して書類の追完を求め、社会保険業務センターに対し、数回にわたり、原告から追加提出された書類を送付したが、社会保険業務センター所長は、平成15年2月27日、高知東事務所長に対し、「傷病名（両眼網膜色素変性症）については、初診日が昭和37年3月24日前であり、20歳前障害となるので、国民年金において取り扱われたい。」として、平成14年裁定請求書を返戻した。（甲8・17枚目、乙1）

ウ 高知東事務所は、平成15年3月13日、原告に対し、平成14年裁定請求を差し替え、障害基礎年金のみの裁定請求をするよう指導したところ、原告は、同日、社会保険庁長官に対し、本件傷病を対象とし、初診日を昭

和36年夏頃とし、国年法30条の4第2項に基づく請求として、障害基礎年金の裁定請求をした（平成15年裁定請求。以下、同裁定請求に係る請求書を「平成15年裁定請求書」という。）。（甲10・1ないし4枚目）

エ 社会保険庁長官は、平成15年6月12日、原告に対し、本件傷病の初診日を昭和36年7月1日、障害認定日を原告が20歳に到達した日である昭和42年2月14日、受給権発生日を平成14年裁定請求の日である平成14年9月25日とし、障害等級2級の障害基礎年金を支給する旨の裁定（以下「本件支給処分」という。）をした。（甲7、乙2）

オ その後、原告の障害等級が2級から3級に変更されたことに伴い、社会保険庁長官は、平成16年12月15日、障害基礎年金の支給停止処分をした。（乙3）

(2) 本件裁定請求

ア 原告は、平成23年11月4日、厚生労働大臣に対し、本件傷病を対象とし、その初診日を昭和45年6月とし、事後重症による請求（国年法30条の2第1項、厚年法47条の2第1項）として、障害基礎年金及び障害厚生年金の裁定請求をした（本件裁定請求）。（甲1、乙4）

イ 厚生労働大臣は、平成24年2月8日、原告に対し、本件裁定請求は本件支給処分に係る傷病と同一傷病に係るものであり、重複請求であるとして、本件裁定請求を却下する旨の処分（本件却下処分）をした。（甲3）

ウ 原告は、平成24年4月13日、四国厚生支局社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、本件却下処分の取消しを求めて審査請求をしたが、審査官は、同年5月25日、審査請求を却下する旨の決定をした。（甲4・2ないし6枚目、甲5）

エ 原告は、平成24年7月18日、社会保険審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件却下処分の取消しを求めて再審査請求をしたが、審査

会は、平成25年1月31日、再審査請求を却下する旨の裁決をした。(甲6, 7)

(3) 本件訴訟の提起

原告は、平成25年7月29日、本件訴訟を提起した。(顕著な事実)

4 争点及び争点についての当事者の主張

本件の争点は、①本件裁定請求は重複請求に当たり不適法か(争点1)、②本件傷病の初診日(争点2)である。

(1) 争点1(本件裁定請求は重複請求に当たり不適法か)について

(被告の主張の要旨)

ア 本件裁定請求は平成15年裁定請求との関係で重複請求に当たり、不適法であること

本件傷病については、当初、初診日を「昭和45年6月頃」とする平成14年裁定請求がされたが、その後、初診日を「昭和36年夏頃」とする平成15年裁定請求に差し替えられ、平成15年6月12日、初診日を昭和36年夏頃とする本件支給処分がされた。

本件支給処分に当たり、本件傷病の初診日は、昭和36年夏頃と認定され、原告は、この初診日において20歳未満であったため、国年法30条の4に基づき、無拠出制の障害基礎年金の受給権を取得した。その後、原告については、障害状態確認届に基づいて障害等級が2級から3級に変更されたことに伴い、平成16年12月15日、障害基礎年金の支給停止処分がされたが、その支給が停止されたにすぎず、原告は、現在もなお、初診日を昭和36年夏頃とする障害基礎年金の受給権を有している。

本件裁定請求は、既に初診日を昭和36年夏頃とする障害基礎年金の受給権の基礎となった本件傷病と同一傷病について、初診日をこれと異なる昭和45年6月として、重ねて障害基礎年金及び障害厚生年金の支給を求めるものであるところ、一つの傷病に複数の初診日が認定されることはな

いから、本件裁定請求は重複請求であり、不適法である。

イ 平成15年裁定請求に対する本件支給決定は無効であるから、本件裁定請求は重複請求には当たらない旨の原告の主張について

(ア) 内容上の瑕疵（本件傷病の初診日の認定の誤り）の主張について

原告は、本件傷病の初診日は昭和45年6月である旨主張するが、後記(2)（被告の主張の要旨）のとおり、本件傷病の初診日は昭和45年6月であるとは認められないから、本件傷病の初診日を昭和36年夏頃とした本件支給決定に瑕疵はない。

(イ) 手続上の瑕疵（説明義務違反）の主張について

原告は、平成14年裁定請求書の平成15年裁定請求書への差替えは、原告への説明やその同意がないままされたものである旨主張する。

しかし、初診日において厚生年金保険の被保険者であったとして、事後重症による障害基礎年金及び障害厚生年金の裁定請求がされた場合において、初診日が厚生年金の受給要件を満たさないが、初診日が国民年金の被保険者期間中であるか、あるいは20歳前であり、障害基礎年金については受給要件を満たすと認められたときは、当該裁定請求を却下した後に改めて障害基礎年金の裁定請求をさせるのではなく、当該裁定請求を障害基礎年金の裁定請求に差し替えるよう求める取扱いがされている。これは、当初の裁定請求を却下した後に改めて障害基礎年金の裁定請求をさせるよりも、裁定請求そのものを差し替え、当初の裁定請求をもって受給権を発生させた方が、支給開始時期の点において請求者に有利だからである。高知東事務所は、上記取扱いに従い、原告に対し、障害基礎年金のみの裁定請求に差し替えるか否かを確認し、同意を得た上で、平成15年裁定請求書の作成を求め、その他添付書類の追記等をさせた。原告は、表題部に「国民年金障害基礎年金裁定請求書」と明示された請求書に必要事項を記入の上、自ら署名して提出し、その後も本

件支給処分に基づき特に異議を述べることなく平成14年10月分ないし平成16年12月分（支給停止処分がされた同月15日まで）の障害基礎年金を受給していたから、原告が、上記差し替えの趣旨を理解した上で、平成15年裁定請求を行ったことは明らかである。

したがって、平成14年裁定請求を平成15年裁定請求に差し替えたことにつき、原告に対する説明義務違反はない。

（原告の主張の要旨）

ア 本件裁定請求は平成15年裁定請求との関係で重複請求には当たらないこと

本件裁定請求のうち障害基礎年金の裁定請求については、平成15年裁定請求と同じく障害基礎年金の裁定請求ではあるものの、新たな資料を添付してしたものであるから、重複請求には当たらない。

また、本件裁定請求のうち障害厚生年金の裁定請求については、障害基礎年金の裁定請求である平成15年裁定請求とは、受給要件が明らかに異なる上、請求者が同年金の受給を継続できる障害等級も異なるから、重複請求には当たらない。

したがって、本件裁定請求は平成15年裁定請求との関係で重複請求には当たらず、適法である。

なお、原告は、現在、障害基礎年金の受給を受けていないから、この点においても、本件裁定請求は平成15年裁定請求との関係で重複請求には当たらない。

イ 平成15年裁定請求に対する本件支給決定は無効であるから、本件裁定請求は重複請求には当たらないこと

(ア) 内容上の瑕疵（本件傷病の初診日の認定の誤り）について

後記(2)（原告の主張の要旨）のとおり、本件傷病の初診日は昭和45年6月であるから、本件支給決定が初診日を昭和36年夏頃と認定し

たことには内容上の瑕疵がある。

(イ) 手続上の瑕疵（説明義務違反）について

平成14年裁定請求書の平成15年裁定請求書への差替えは、原告に対する説明はなく、原告の同意がないままされたものである。

原告は、自ら平成15年裁定請求書を作成した外観は存在するものの、障害厚生年金と障害基礎年金との具体的な差異に関し、受給する金額や障害等級の認定の変更による支給の打切りの可能性等の重要な事項についても、何ら説明を受けないまま、言われるままに平成15年裁定請求書を提出したにすぎない。処分行政庁は、障害厚生年金の請求書を障害基礎年金の請求書に差し替えるに際し、当事者に対して状況を説明し、起こり得る不利益を可能な限り明確に説明した上、かかる不利益を甘受する旨の同意を得る必要があるところ、本件において、処分行政庁は、上記の説明が容易であったにもかかわらず、これをしなかった。原告は、上記の障害厚生年金と障害基礎年金との具体的な差異について説明を受けていれば、障害厚生年金の受給に必要な立証を行うために努力したはずであるから、処分行政庁が上記の説明をしなかったことにより、原告は、自らの年金を選択する決定権の行使を妨げられたもので、本件支給決定には手続上の瑕疵がある。

(ウ) 瑕疵の程度について

原告は、本件支給決定の後、障害等級が2級から3級に変更されたことに伴い障害基礎年金の支給停止処分がされ、障害年金を受給できない時期が発生したもので、具体的な損害も発生しているから、上記(ア)及び(イ)の瑕疵の程度は重大である。

(エ) 小括

以上のとおり、平成15年裁定請求に対する本件支給決定は、重大かつ明白な瑕疵があり無効であるから、本件裁定請求は平成15年裁定請

求との関係で重複請求には当たらない。

(2) 争点2 (本件傷病の初診日) について

(原告の主張の要旨)

ア 本件傷病の初診日は昭和45年6月であること

平成15年裁定請求書に添付された長山眼科・内科(以下「長山眼科」という。)の北代正大医師(以下「北代医師」という。)の平成14年9月10日付け診断書(甲14)には、原告が昭和45年6月に網膜色素変性症と診断されたことが明記されている。

そして、原告は、昭和45年6月当時、縁談の話があり、夜眼が見えないという自覚症状があったため、何らかの疾病があつては配偶者に不意の負担をかけると考え、視力等の検査のために医師の診断を受けて初めて網膜色素変性症と診断された旨供述しているところ、かかる原告の記憶は、網膜色素変性症と診断されたことが原因で縁談が解消されたという忘れ難いものである上、網膜色素変性症は、視野狭窄、夜盲、視力低下の進行等実生活に重大な障害をもたらす深刻な疾病であり、このような疾病の診断を受けたことの記憶が正確である蓋然性は高いことや、上記縁談を持ちかけた原告のいとこの[](以下「[]」という。)が、当時、原告が視力検査により網膜色素変性症に罹患していることが判明した旨供述していること(甲18)等とも整合するから、上記原告の供述には信用性がある。

したがって、本件傷病の初診日は昭和45年6月である。

イ 本件傷病の初診日は、昭和36年夏頃ではないこと

原告は、小学校の頃から夜に眼がよく見えないという症状はあったものの、平成8年ころに症状が悪化するまでは、就学や日常生活に支障はなく、夜勤をこなすなど就労にも支障はなかったもので、夜に眼がよく見えないという症状だけでは、他の疾病の可能性もあるから、昭和36